東松山カントリークラブ

ゴルフ場利用約款

利用約款は、利用者の方に安全快適にプレーしていただくためのものです。
利用者の皆様は、本約款を遵守していただくようお願い申し上げます。

〒355-0008　埼玉県東松山市大字大谷１１１１
電話 ０４９３－３９－１０１０
http://www.hmcc.co.jp

（適用）

第１条　当ゴルフ場（以下、施設及びその所有者を含めて「当ゴルフ場」という。）を利用するときは、会員・非会員を問わず、本約款及び当クラブの諸規則並びにＪＧＡ制定のゴルフ規則によるほか「埼玉県暴力排除推進協議会」の申合せに従っていただきます。

（利用の申込みと予約）

第２条　当ゴルフ場を利用するときは、会員又は当クラブが認めた登録者に限り、別に定める要領により、利用を申し込むこと、また、予約することができます。

（約款の確認と署名）

第３条　当ゴルフ場を利用するときは、来場した際、本約款を確認した上でフロントにおいて所定の用紙に自署（住所、電話を含む）していただきます。

（プレー料金）

第４条　当クラブをご利用される方は別途定める料金をお支払いいただきます。

（利用の拒絶）

第５条　当ゴルフ場は次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

１．利用の申し込みが本約款に違反しているとき。
２．満員でスタート時間に余裕のないとき。
３．天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場を閉鎖するとき。
４．会員の同伴又は紹介状のないビジター。
５．保護者の同伴していない１８才未満のビジター。
６．利用者が暴力団員又は暴力団関係者である場合。
７．利用者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められたとき、その他、公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあるとき。
８．当ゴルフ場の利用に好ましくない、服装・ルール・マナー・エチケット及び行為その他の事由があるとき。

（利用継続の拒絶）

第６条　当ゴルフ場は，次の場合にはプレーの中途であっても利用の継続をお断りすることがあります。

１．前条４項、５項、６項、７項及び８項に該当すると判明したとき。
２．賭博（とばく）その他の風紀を乱す行為をしたとき。
３．従業員又はキャディの指示、注意に従わないとき。
４．技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑となるおそれがあるとき。
５．本約款その他クラブの諸規則に違反したとき。

（危険防止）

第７条　ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディの合図やアドバイスに拘わらず全て自己の責任でプレーしていただきます。

万一、プレー中に他のお客様に損傷を与えた場合、プレーヤー自身の責任において解決していただくことになりますので十分ご注意下さい。

特に次の事項を遵守してプレーしていただきます。

１．（素振り）
素振りは、ティグランド内の打席又は指定された場所以外ではなさらないで下さい。プレーヤーは自己の打順以外はティグラウンドに立ち入らないで下さい。

２．（飛距離の確認）
先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何に拘わらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように注意して下さい。
万一、先行組に打ち込んだ場合は、直ちに先行組に詫びて下さい。

３．(キャディ及びフォアキャディの合図)
キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図なので、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。
４．(打者の前方に出ないこと)
同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対出ないで下さい。
５．(隣接ホールへの打ちこみ)
① 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。
② 隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をして詫び、邪魔にならないように留意するとともに自己の同伴プレーヤーにも十分気をつけ危険のないことを確認してから打球して下さい。
６．(正規のプレーヤー)
不慮の事故を防止するため正規のプレーヤー以外の打球を禁止致します。
７．(退避)
後続組に対して打球させる時は、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。
８．(ホールアウト後の退去)
ホールアウトした後は、直ちにグリーンを去り、後続組みの打球に注意しながら安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。
９．(雷光・雷鳴があった場合)
雷光や雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し退避所等安全な場所に避難して下さい。

(禁　煙)

第８条　所定の場所以外の喫煙はしないで下さい。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

(エチケット・マナーの遵守他)

第９条　利用者相互の雰囲気を損なうおそれがありますので、エチケット・マナーの遵守をお願いします。
１．ゴルファーとして相応しい品位ある服装で来場し、男性はジャケット着用（７月～９月 15 日を除く）をお願いいたします。
２．プレーのときは襟付き・袖付きのシャツを着用して下さい。Ｔシャツ、Ｇパン、女性のタンクトップ、ショートパンツ、テニス用のミニスカート等でのプレーはご遠慮下さい。男性がハーフパンツのときは、ソックスを着用して下さい。
３．当ゴルフ場はメタルスパイクでのプレーをお断りしています。

(盗難・紛失)

第 10 条　携帯品(キャディバッグ､その他の持ち物)や駐車場の自動車の盗難(車上盗難も含む)・紛失・損傷等につきましては、当ゴルフ場では責任を負いませんので自己責任で管理をお願いします。

(貴重品)

第 11 条　金銭その他、貴重品は貴重品ロッカー又はフロントにお預け下さい。お預けいただかない場合は責任を負いません。

(乗用カートの利用)

第 12 条　乗用カートを利用するプレーヤーは、記載されている注意事項を確認のうえ、走行中並びに乗降時の安全に十分注意して下さい。
乗用カートを操作する場合は、乗用カートに備え付けの取扱説明書並びにゴルフコース内の表示に従い、安全かつ確実な運転に努め、同乗者の安全に十分注意して下さい。
乗用カートの飲酒運転は固くお断りいたします。故意又は過失により、カート事故を

誘発した場合には、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

１．（カート走行中）

① 必ずシートに座り、手すりに掴まって下さい。

② カートから身体、衣服、用具（特にゴルフクラブ）等がはみ出さないよう留意して下さい。

③ 走行中の乗降りは危険ですから、おやめ下さい。

２．（歩行中）

① カートセンサーは人や物に反応しない場合があります。後方から来るカートには十分注意して下さい。

② カートはリモコンで遠隔操作されますので、カートの前後には立たないで下さい。

③ カート道路の歩行は避けて下さい。又直前の横断は避けて下さい。

３．（キャディ付きの場合）

① カートの操作はキャディがします。絶対に操作しないで下さい。

② カートの走行装置（電源、キー等）に手を触れないで下さい。

４．（セルフの場合）

① 利用者は、リモコン、発進／停止ボタン以外の装置には絶対に触れないで下さい。

② カートの先送りは、自分の見える範囲までとし、次のティグランドまでは送らないで下さい。

③ カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着座したことを確認のうえ発車して下さい。

④ カートは、斜面その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には停車させないで下さい。

（プレー終了後のクラブ確認）

第 13 条　プレー終了後は、クラブを点検し本数を確認し、伝票に確認のサインをして下さい。なお、確認後のクラブの不足、欠陥について当クラブは責任を負いません。

（宅配便）

第 14 条　宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、コンペ賞品のお取次はしますが、お取次中の品物について紛失、損傷等の責任は一切負いません。

（忘れ物）

第 15 条　忘れ物の保管期限は発見日より６ヶ月とし、その間に自己の所有物であることを証明されたときはその方に引き渡すものとします。また、保管期限を過ぎたものは処分させていただきます。

（約款違背の責任）

第 16 条　当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。

１．利用者が本約款に違背して第三者に傷害や損害を与えた場合。

２．利用者が本約款に違背して自ら傷害や損害の被害を受けた場合。

（施設に損害を与えた場合）

第 17 条　利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場、車両等に損害を与えた場合は、その損害について賠償していただきます。

（持込み禁止）

第 18 条　施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

１．ペット類などの動物。

２．騒音・悪臭を放つもの。

３．銃砲刀剣類。

４．発火、爆発のおそれがあるもの。

５．著しく高価な貴重品等。

６．その他法令で所持を禁止されているもの。

（行為の禁止）

第 19 条　下記の行為をお断りします。

１．賭博（とばく）その他の風紀を乱す行為。
２．当ゴルフ場が許可をしていない物品販売、宣伝広告等の行為。
３．プレーヤー以外のコース内への立ち入り。(ただし、当クラブが認めた場合を除く)
４．コース、レストランでの携帯電話の使用並びに所定の場所以外での携帯電話の使用。
５．入墨（タトー）のある方・泥酔の方・他人に感染の恐れのある病気の方の入浴。
６．その他、他人の迷惑となる又は不快な行為。

（会員の責任）

第 20 条　会員は同伴又は紹介したビジターの一切の行為と諸支払について当クラブ及びゴルフ場に対し連帯責任を負っていただきます。

第 21 条　その他本約款の定めにない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものと致します。

（個人情報の取扱い）

第 22 条　１．当ゴルフ場は予約時点で電話・ファックス・電子メール等で頂いた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名頂きました個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。
２．当ゴルフ場では、ご予約およびご利用頂いたお客様に対して、当ゴルフ場のイベント情報、営業案内などを郵便、ファックス又は電子メールでご案内する場合があります。

（附　則）

第 23 条　本約款は平成２２年５月１日より施行する。